

水泳指導 感染症対策職員共通理解事項

R3.6.7 御厨小学校

- ① プール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理する。
- ② 出入口での手指消毒を徹底する。
→ ドアノブやシャワーの水栓などを適宜消毒する手間を省く。
- ③ 毎朝の検温や健康観察。
- ④ 見学児童は、マスクをして日陰で見学をする。必要によってマスクを外してよいが、その際他の児童との距離を2 m以上確保する。
- ⑤ プール内で密集しないように、一斉に大人数をいれない。
→ 例年、学年全員で入っていたところ、2クラスで入るようにする。
それでも約60人いるので、できればプール内とプールサイドで人数が半数になるようにする。
- ⑥ プールサイドでも児童の間隔は2 m以上を保つ。(地面に印をつけておく。)
- ⑦ 授業中、不必要な会話や発声を行わないように指導する。
- ⑧ 授業中、手をつないだり、体を支えたりするなど、児童生徒が密接する活動は避ける。
→ バディシステムは使用するが、手は触れないようにし、向き合って飛沫することがないように留意する。
- ⑨ 更衣室では、密集を避けるために交代で利用したり、不必要な会話や発声を行わないように指導したりする。着替え中の更衣室ドアは換気のため、開けておき、ついたてで出入口を隠す。
- ⑩ 児童が使用するタオルやゴーグルなどの私物の貸し借りはしないように指導する。
- ⑪ 教員はプール用マスクを着用する。(支給します。)
- ⑫ 授業回数を通常の半分程度とする。8回→4回程度。(天候により減ることもある)
- ⑬ 夏休み中の水泳指導は実施しない。

※感染症対策水泳指導の詳細は別紙に記載